

懸念事項（依存防止、地域風俗環境）対策について

大 阪 府
大 阪 市

現在、国におかれましては、特定複合観光施設区域整備推進会議や、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において、依存防止対策等、懸念事項への対応の検討がなされています。

日本型 I R においては、「万全の懸念事項対策」を実施するとの方針が出されており、I R にカジノ施設を設置することで、依存症の増加や治安の悪化を招かないよう、必要な対策を講じることが不可欠です。

とりわけ、ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能とされながらも現時点では医療体制や相談支援体制が乏しく、依存症患者が必要な治療及び支援を受けていない現状があります。また、ギャンブル等依存症に関する予防教育は不十分と言わざるを得ません。

I R 実現を機に総合的かつシームレスな依存防止の措置を講じるとともに、地域風俗環境の悪化を招かないような対策を講じることにより、国民の不安が軽減されます。

こうした観点から、今後の具体的な対策の検討にあたり、以下の措置を講じられますようご検討よろしくお願いいたします。

記

- 1 カジノ事業者に対し、法令等により、依存症の対策に有効と考えられる入場規制並びに広告規制を課し、その実効性を確保すること
 - ・青少年の健全育成に関する観点から厳格な入場規制を講じること
 - ・本人申告による利用制限及び公正な手続きを担保したうえでの家族申告による利用制限の措置を講じること
 - ・シンガポールの事例にならい、第三者又は法令上の規定による入場制限についても検討のうえ、必要な措置を講じること
 - ・必要な情報を確実に確認できるなど、厳格な入場規制を確保できる仕組みを構築すること
 - ・IR区域の内外にかかわらず青少年に対するビラ等の頒布や勧誘を規制すること
 - ・射幸心を煽る広告を規制すること
- 2 カジノ事業者に対し、依存症の予防及び早期発見のために適切な対応等がとれる従業員教育を義務付けるとともに、内部管理規程の作成など依存防止措置の徹底を求めること

- 3 依存症対策総合支援事業実施要綱に基づく依存症治療拠点機関などへの予算措置をはじめ、依存症対策全般に関する予算を拡充すること
- 4 依存症予防教育プログラムの開発とともに、発達段階に応じた適切な時期に依存症の予防に資する教育を実施すること
- 5 依存症患者への専門治療プログラムの開発と効果検証を行い、すみやかに診療報酬の対象とすることにより、依存症治療機関の拡充に取り組むこと
- 6 依存症に関する治療や支援に従事する者の養成に必要なプログラムを確立するとともに、関係機関職員への資質向上を図る取組を推進すること
- 7 依存症に関する医学的な研究を推進すること、また、依存症の実態を把握するための調査については、社会学的な視点も入れ、継続的・定期的に実施のうえ、都道府県別の結果など、より詳細な情報を公開すること
- 8 犯罪防止や治安維持、地域風俗環境保持の観点から、議論が進められているマナーロンダリング対策や暴力団員の入場規制にかかる適切な制度設計を行うとともに、国、地方公共団体、事業者の役割を明確化し、更なる警察力の強化に向けて、万全の措置が講じられるようにすること